

難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）の創設対応

①既存公費51と新規公費54の給付内容一覧

区分	公費負担医療制度名称	公費負担者番号（※1）				自己負担割合	自己負担限度額	入院時の食費自己負担	長期高額対象有無	指定公費対象有無
		法別番号	都道府県番号	実施機関番号	検証番号					
既存公費	特定疾患治療研究事業 [自己負担なし]	51	01 ～ 47	601	X	負担なし	負担なしのため割愛	負担限度額内で自己負担 (実質負担なし)	対象外	対象外
既存公費	特定疾患治療研究事業 [自己負担あり]	51	01 ～ 47	602	X	3割	別表のとおり	負担限度額内で自己負担	対象外（※2）	対象
既存公費	先天性血液凝固因子障害等 治療研究事業	51	01 ～ 47	701	X	負担なし	負担なしのため割愛	負担限度額内で自己負担 (実質負担なし)	対象	対象外
新規公費	難病の患者に対する医療等 に関する法律（難病法） [既認者（経過措置）]	54	01 ～ 47	501	X	2割	別表のとおり	1/2自己負担	対象（※2）	対象
新規公費	難病の患者に対する医療等 に関する法律（難病法） [新規認者]	54	01 ～ 47	601	X	2割	別表のとおり	全額自己負担	対象（※2）	対象

（※1） 水俣病総合対策費の国庫補助による療養費及び研究治療費/メチル水銀の健康影響による治療研究費（法別番号51実施機関番号301～304）および茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費（法別番号51実施機関番号101）については今回の改正による影響がないこと（平成27年1月以降も現行どおり継続）と全国的に実施されている公費負担医療でないことなどから上表からは除外している。

（※2） 従来の特定疾患治療研究事業（法別番号51実施機関番号602）の対象疾患にはマル長対象疾患が含まれていなかったため対象外としていたが、今後難病法（法別番号54）の対象疾患にマル長対象疾患が含まれることを想定して対象とする。

②既存公費51と新規公費54の対象疾患と存続状況の今後の推移

区分	公費負担医療制度名称	公費負担者番号				公費の存続状況と対象疾患数（一部想定）					
		法別 番号	都道 府県 番号	実施 機関 番号	検証 番号	平成26年12月診療以前 （現行）		平成27年1月診療～平成29年12月診療 （経過措置期間）		平成30年1月診療以降 （予定）	
						有無	対象疾患数 （※3）	有無	対象疾患数（※3）	有無	対象疾患数 （※3）
既存 公費	特定疾患治療研究事業 [自己負担なし]	51	01 ～ 47	601	X	○	5疾患	○	3疾患 →改正前との差分の2疾患は法 別番号54に含まれる	○	3疾患
既存 公費	特定疾患治療研究事業 [自己負担あり]	51	01 ～ 47	602	X	○	51疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・既認定者は法別番号54実施機関番号501に全て移行 ・対象疾患は全て法別番号54に含まれる 			
既存 公費	先天性血液凝固因子障害 等治療研究事業	51	01 ～ 47	701	X	○	12疾患	○	12疾患	○	12疾患
新規 公費	難病の患者に対する医療 等に関する法律（難病 法） [既認定者（経過措置）]	54	01 ～ 47	501	X	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> 施行前 </div>		○	約300疾患 →来夏まではうち約110疾患	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px;"> 既認定者は法別54 実施機関番号601 に全て移行 </div>	
新規 公費	難病の患者に対する医療 等に関する法律（難病 法） [新規認定者]	54	01 ～ 47	601	X			○	約300疾患 →来夏まではうち約110疾患	○	約300疾患

（※3） 従来の特定疾患治療研究事業（法別番号51）は対象疾患単位に受給者証を発行していたが、難病法（法別番号54）は原則、受給者単位に受給者証を発行するため、1枚の受給者証に複数の対象疾患をまとめる形となる。

③既存公費51と新規公費54の自己負担限度額表

公費負担医療 制度名称		特定疾患治療研究事業 【自己負担あり】		難病の患者に対する医療等に関する法律 (難病法)【既認定者(経過措置)】			難病の患者に対する医療等に関する法律 (難病法)【新規認定者】			
法別番号 (実施機関番号)		51 (602)		54 (501)			54 (601)			
自己負担 限度額 (単位： 円)		外来	入院	外来+入院			外来+入院			
				一般	現行の 重症病者	人工 呼吸器等 装着者	一般	高額 かつ 長期	人工 呼吸器等 装着者	
		重症患者	0	0	低所得Ⅰ	2,500	2,500	低所得Ⅰ	2,500	1,000
		A階層 (市町村民税非課 税)	0	0	低所得Ⅱ	5,000		低所得Ⅱ	5,000	
		B階層 (～年収165万)	2,250	4,500	一般所得Ⅰ	5,000	5,000	一般所得Ⅰ	10,000	5,000
		C階層 (～年収180万)	3,450	6,900						
		D階層 (～年収220万)	4,250	8,500	上位所得	20,000	20,000	上位所得	30,000	20,000
		E階層 (～年収300万)	5,500	11,000						
		F階層 (～年収400万)	9,350	18,700						
	G階層 (年収400万～)	11,550	23,100							

小児慢性特定疾患治療研究事業の見直し対応

①公費52の給付内容一覧

区分	公費負担医療制度名称	公費負担者番号				自己負担割合	自己負担限度額	入院時の食費自己負担	長期高額対象有無
		法別番号	都道府県番号	実施機関番号	検証番号				
既存公費	小児慢性特定疾患治療研究事業	52	01 ～ 47	600番台	X	就学前2割 就学後3割	別表のとおり	負担限度額内で自己負担 (実質負担なし)	対象
新規公費	小児慢性特定疾患治療研究事業 [既認定者(経過措置)]	52	01 ～ 47	700番台	X	2割	別表のとおり	自己負担なし	対象
新規公費	小児慢性特定疾患治療研究事業 [新規認定者]	52	01 ～ 47	800番台	X	2割	別表のとおり	1/2自己負担	対象

②公費52の対象疾患と存続状況の今後の推移

区分	公費負担医療制度名称	公費負担者番号				公費の存続状況と対象疾患数（一部想定）					
		法別 番号	都道 府県 番号	実施 機関 番号	検証 番号	平成26年12月診療以前 （現行）		平成27年1月診療～平成29年12月診療 （経過措置期間）		平成30年1月診療以降 （予定）	
						有無	対象疾患数 （※4）	有無	対象疾患数（※4）	有無	対象疾患数 （※4）
既存 公費	小児慢性特定疾患治療 研究事業 [自己負担なし]	52	01 ～ 47	600 番台	X	○	514疾患	<ul style="list-style-type: none"> 既認定者は法別番号52実施機関番号700番台に全て移行 対象疾患は全て法別番号52に含まれる 			
新規 公費	小児慢性特定疾患治療 研究事業 [既認定者（経過措置）]	52	01 ～ 47	700 番台	X	施行前		○	約600疾患	既認定者は法別52 実施機関番号800 番台に全て移行	
新規 公費	小児慢性特定疾患治療 研究事業 [新規認定者]	52	01 ～ 47	800 番台	X			○	約600疾患	○	約600疾患

（※4） 従来の小児慢性特定疾患治療研究事業（法別番号52）は対象疾患単位に受給者証を発行していたが、平成27年1月診療以降は、受給者単位に受給者証を発行するため、1枚の受給者証に複数の対象疾患をまとめる形となる。

